

この書面をよくお読みください

契約締結前交付書面  
＜投資顧問会員＞

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。契約に当たっては本書面を十分読み、よく理解した上でご検討ください。)

商号 マネープレイン株式会社  
住所 〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町13番地7  
日本橋大富ビル2階  
Tel 03-6661-6258

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長(金商) 第3019号

■投資顧問契約の概要

- 投資顧問契約は、国内株式・ETF・投資信託の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、国内株式・ETF・投資信託の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

■報酬等について

- 投資顧問契約による報酬  
投資顧問契約により、国内株式・ETF・投資信託の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

契約金額	報酬額	助言の方法等
契約金額 1,000 万円以上	<p>〈定率報酬制〉</p> <p>契約金額に対して年率 1.20% (税別)</p> <p>この額が 12 万円 (税別) に満たない場合には、12 万円 (税別) とします。</p> <p>(ただし、当初契約期間においては、12 万円 (税別) × 当初契約期間(月数) ÷ 12 か月で計算することとします。)</p> <p>なお、継続契約の場合で、前期以前に累積した契約金額の減少額がある場合は、当該減少額は引き継ぐものとします。</p>	<p>原則として、月 1 回メールにてマーケットについての現状分析やそれに伴うモデルポートフォリオについて一斉に配信を行うと共に、各お客様のニーズに即した具体的な銘柄国内株式・ETF・投資信託の売買について随時メールにて個別に助言を行います。必要がある場合には、随時面談や電話での助言を行います。</p>

※ 「当該契約締結時の契約金額」の定義については、注1のとおりとします。

※ 助言契約期間は 1 年間とし、助言契約締結日の翌月 1 日を開始日としますが、当該契約期間については、1 年に満たない期間となる場合があるため、具体的には注2のとおりとします。

【注1】

①「当該助言契約締結時の契約金額」の算定法

a.) 新規契約の場合

〈当初契約金額〉

ただし、助言契約期間内に契約金額の増減等があった場合には、次のように加減算し、調整する。

＋〈助言契約期間内における契約金額増額分〉

－〈助言契約期間内における契約金額減額分〉

＋〈助言契約期間内に、専用口座への移管により助言対象となった金融商品については移管日前日の評価額〉

－〈助言契約期間内に、お客様が助言に基づかずに金融商品を買付け、助言契約満了日に保有している場合には、その金融商品の買付金額〉

－〈助言契約期間内に、他証券口座への移管により助言対象から外れた金融商品については、その金融商品の買付金額〉

b.) 継続契約の場合

〈専用口座における前助言契約満了日の残高報告書に記載されている保有資産評価額〉

＋〈銀行預金口座と証券総合口座間の自動振替を利用している場合には、対象銀行預金口座の預金残高の額〉

－〈前助言契約期間までに、お客様が助言に基づかずに金融商品を買付け、前助言契約満了日に保有している場合には、その金融商品の評価額〉

ただし、助言契約期間内に契約金額の増減等があった場合には、次のように加減算し、調整する。

＋〈助言契約期間内における契約金額増額分〉

－〈助言契約期間内における契約金額減額分〉

＋〈助言契約期間内に、専用口座への移管により助言対象となった金融商品については移管日前日の評価額〉

－〈助言契約期間内に、お客様が助言に基づかずに金融商品を買付け、契約満了日に保有している場合には、その金融商品の買付金額〉

－〈助言契約期間内に、他証券口座への移管により助言対象から外れた金融商品については、その金融商品の買付金額（前助言契約期間から継続して保有している場合には、前助言契約期間満了日の評価額）〉

※ 「専用口座」とは、お客様が当社の投資助言を受けてこれを参酌し、取引を行うことを目的として証券会社に開設し当社に届け出た証券口座を意味します。

残高報告書の提出については、電子データ、FAX 又は郵送いずれかの方法にて、作成基準日の翌月 15 日までにお客様に提出していただきます。

【注2】

契約月	契約期間
1月	当年2月1日～12月31日
2月	当年3月1日～12月31日
3月	当年4月1日～翌年3月31日
4月	当年5月1日～翌年3月31日
5月	当年6月1日～翌年3月31日
6月	当年7月1日～翌年6月30日
7月	当年8月1日～翌年6月30日
8月	当年9月1日～翌年6月30日
9月	当年10月1日～翌年9月30日
10月	当年11月1日～翌年9月30日
11月	当年12月1日～翌年9月30日
12月	翌年1月1日～12月31日

## ■本契約に係るリスク及び留意点

投資顧問契約により助言する有価証券についてのリスクは次のとおりです。

### ①国内株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割り込み、その全額を失うことがあります。

流動性リスク：市場環境の変化、経済環境等の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ②国内ETF

価格変動リスク：ETFは連動対象となっている指数や指標等の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、ETFの基準価額と対象となっている指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。

流動性リスク：市場環境の変化、経済環境等の変化により、売買に支障を来し、換金できないリスクがあります。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ③投資信託

投資信託は、商品によりその投資対象や投資方針、買付手数料等の費用が異なり、多岐にわたりますので、当該商品の目論見書、契約締結前交付書面等をよくお読みになり、内容について十分にご理解いただくよう、お願いいたします。

価格変動リスク：投資信託は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。

## ■クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、金融商品取引法第37条の6に規定する書面による解除（クーリング・オフ制度）の対象になります。具体的な取扱いは次のとおりです。

### (1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

投資顧問契約解除までに受領した金銭を全額お返しいたします。

### (2)クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、メール、電話又は書面による意思表示で契約を解除することができます。

①投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

②投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。

■租税の概要

○お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

■投資顧問契約の終了の事由

○投資顧問契約は、次の事由により終了します。

(1) 契約期間の満了

(2) クーリング・オフにおいて、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき、又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からのメール、電話又は書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用をご参照ください。）

(3) 当社が、投資助言業を廃業したとき。

■禁止事項

○当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

(1) お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと

①有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

②有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

③次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

④店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

(2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

(3) お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行なうこと

## 会社の概要

1. 資本金 800万円

2. 役員

代表取締役 白石定之

3. 主要株主

白石定之

4. 分析者・投資判断者

白石定之

5. 助言者

白石定之

6. 当社への連絡方法及び苦情の申出先

以下の電話番号及びeメールアドレスにご連絡ください。

電話番号：03-6661-6258

e-メールアドレス：support2@moneybrain.co.jp

7. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局でご覧になれます。また、関東財務局で、当社の登録簿をご覧になれます。

8. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情処理措置」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

①お客様からの苦情等の受付

②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

③解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しております一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けております。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9：00～17：00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からの苦情の申立
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

#### 9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示受諾

#### 10. 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、金融商品仲介業、ファイナンシャルプランニング業務、セミナー・講演会等の企画及び運営並びに個人型確定拠出年金制度の利用の募集及び書類取次業務を行っています。

以上